

# 保育緊急確保事業について

平成26年6月4日

# 「保育緊急確保事業費補助金」について

## 事業の実施等について

「保育緊急確保事業」は、平成27年度施行予定である子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援するものです。

また、本事業における地方負担分については、「保育緊急確保事業の実施に要する費用の国、都道府県及び市町村の負担割合等について」(平成26年4月14日付事務連絡)で示したとおり、地方消費税等の増収分も含め、適切な地方財政措置が講じられることとなっておりますので、都道府県におかれては、管内市区町村へ本事業の周知をお願いするとともに、市区町村における事業の実施状況に対応した都道府県負担分の適切な確保につき、配慮をお願いします。

現在、本事業に係る申請を行っていない市区町村におかれては、事業の実施について、改めてご検討をお願いします。

## 今後のスケジュールについて

「保育緊急確保事業費補助金(仮称)」の交付に関するスケジュールは、以下を予定しています。

【平成26年6月中旬】	保育緊急確保事業費補助金の事前協議に関する内示を発出 <u>内示をする際に、交付申請に係る事務連絡も発出予定</u>
【平成26年7月中旬予定】	「保育緊急確保事業費補助金」の概算交付申請書の提出期限とする予定
【平成26年7月下旬～8月上旬】	「ADAMS の科目登録」関係の連絡予定
【平成26年9月中旬】	「保育緊急確保事業費補助金」の交付決定書の発出
【平成26年9月下旬】	「保育緊急確保事業費補助金」の概算払(資金交付)の実施予定
【平成26年11月中旬】	変更交付申請等に関する事務連絡の発出予定

(注1) 交付申請に関しては、交付要綱記載日とは別に指定した日の提出とする予定です。

(注2) 市区町村において事業実施に関する変更(事業の追加など)が生じた場合は、ご相談ください。

# 「利用者支援事業」について

## 事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

## 主な事業内容

### 総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

### 地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態  
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)(例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)

「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態  
(主として、行政機関の窓口等を活用。)

地域連携については、行政がその機能を果たす。  
(例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)

連絡調整、連携・協働の体制づくり、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

### 利用者支援実施施設

(子育て親子が集まりやすい場所)

個別ニーズの把握、  
情報集約・提供  
相談

利用者支援専門職員(仮称)

### 保健・医療・福祉などの関係機関(役所、保健所、児童相談所等)

保育所

幼稚園

認定こども園

放課後児童  
クラブ

教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用支援・援助  
(案内・アフターフォローなど)

ファミリー・サポート・  
センター

家庭児童相談  
(児相)

地域の保健師  
(保健所)

指定障害児  
相談支援  
事業所

子どもを預けたい  
子どものことで気がか  
かることがある  
等々



子育て中の親子など

# 地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型と利用者支援事業の整理について

平成25年度

地域子育て支援拠点事業

一般型

- ・親子の交流の場の提供
- ・子育てに関する相談・援助
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て支援に関する講習等



地域支援機能



利用者支援機能

実施場所は、地域子育て支援拠点事業を実施している施設。

利用者支援事業について

自治体によって、子育て支援事業等の必要情報が異なることから、補助交付額に違いを持たせることとする。

〈例〉

- 基本型《施設・事業の総合的な利用者支援》
- 特定型《特定の施設・事業の利用者支援》

基本型については、常勤職員の人件費を支援  
(地域機能強化型においては非常勤職員分を支援)

(注1) 地域子育て支援拠点で利用者支援事業を実施する場合には、相当する事業費が含まれていることから「地域支援」は加算しない。

平成26年度

改 地域子育て支援拠点事業

- ・親子の交流の場の提供
- ・子育てに関する相談・援助
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て支援に関する講習等



地域支援(注1)

実施場所は、地域子育て支援拠点事業を実施している施設。

【新規】利用者支援事業

総合的な利用者支援の実施

- ・「個別ニーズ」の把握〔情報集約・相談〕
- ・地域にある施設・事業の総合的な利用者支援〔情報提供・利用支援〕
- ・関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり〔連絡調整・広報啓発〕

など

実施場所は、自治体の判断で決定。

再編

機能強化

地域機能強化型

## 子ども・子育て支援新制度の趣旨

- ・子ども・保護者の置かれている環境に応じ、
- ・保護者の選択に基づき、
- ・多様な施設・事業者から、
- ・良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保する。

## 車の両輪

### 市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。

(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

- ・地域全体の子育て家庭のニーズ（潜在的ニーズも含む）を基に「需要」を見込む。
- ・需要に応じて、多様な施設や事業を組み合わせた、「供給」体制を確保。

### 利用者支援事業

- ・個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう支援。（「利用者支援」）
- ・利用者支援機能を果たすために、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークの構築、不足している社会資源の開発を実施。（「地域連携」）

地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現

# 利用者支援事業の役割について

子育て中の親子（妊婦含む）など

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

声  
「もう夜中だけど、親を病院に連れて行くので、子どもをあずかってほしい…」

声  
「うちの子、よその家庭の子より落ち着きが無い気がする…」

声  
「最近、子育てがしんどいです…」

利用者支援事業

子育て短期支援事業

一時預かり

など

指定障害児相談支援事業所

など

子育てサークル

保健センター（保健師）

など

相談対応（来所受付・アウトリーチ）

助言・利用支援

ネットワークの構築

社会資源の開発

日常的に対応

日常的に連携



本事業が行われる施設等の職員

連携

子育て中の親子の身近な場所（地域子育て支援拠点など）で実施！



利用者支援専門職員（仮称）

連携



本事業が行われる施設等の職員

# 利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業の整理について

## 子ども・子育て支援にかかる施設・事業

保健センター  
(保健師)



保育所



一時預かり



認定こども園



幼稚園



指定障害児相談  
支援事業所



子育てサークル



子育て短期  
支援事業



など

### 利用者支援

- ・子育て等に関する相談(=個別ニーズの把握)  
必要に応じてアウトリーチによる支援
- 個別ニーズに応じた
- ・教育分野等も含めたより幅広い情報収集、提供
- ・施設・事業等の利用にあたっての助言・利用支援

### 地域連携

- 円滑な利用者支援実施のための
- ・関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制作り
- ・地域の子育て資源の育成、社会資源の開発

## 利用者支援事業

連携

一体的な運営で子育て家庭支援の機能を強化！

連携

## 地域子育て支援拠点事業

- ・子育て親子の交流の場の提供
- ・子育て等に関する相談、援助
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て・子育て支援に関する講習

気軽に訪問して、相談や情報の取得ができる！

相談しやすい敷居  
の低い場所

子育て家庭が通い  
やすい場所

子育て中の親子(妊婦含む)など

# 「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」について

本事業は、「小1の壁」を打破し、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保するため、消費税率引上げによる増収額を活用して、放課後児童クラブの質の改善に充てるための重要な取り組みと位置付けています。

平成26年2月26日にお示した「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業実施要綱(案)」につきまして、多くの自治体から疑義が寄せられたところですが、改めて考え方を整理し、5月29日付けで通知を発出したしました内容は以下のとおりです。事業の内容をご確認の上、各都道府県におかれては、管内市区町村への周知をお願いいたします。

## 開所時間中の賃金の改善分が対象となります

18時30分を超えた賃金の改善分に限らず、開所時間中の職員の賃金の改善分が対象となります。



また、以前から18時30分を超えて開所していたクラブも対象となります。

➤実施要綱4(1)③には、「開所時間は、平日につき、1日6時間を超えて、かつ、18時30分を超えて開所する又は開所していること。また、長期休暇期間などについては、1日8時間以上開所する又は開所していること。」と記載。

## 準備時間を開所時間(平日6時間・平日以外8時間)に含めていただくことも可能です

開所のための準備時間等であっても、児童を受け入れる体制が整っている場合には、各自治体のご判断で、**準備等のための時間も開所時間に含めていただいても差し支えありません。**

## 避難訓練の要件を「月1回」から「定期的」に変更しました

実施要綱(案)では、避難訓練の実施回数について「月1回」行うことを要件としておりましたが、「**月1回**」から「**定期的**」に変更しました。

➤実施要綱4(2)中には、「・災害や不審者侵入などの非常時に対する日頃からの備えとして、防災・防犯対策に関する計画やマニュアルを策定し、警察・消防等の関係機関と情報の共有を図ること。また、自然災害発生時への対応に備えて、定期的な避難訓練の実施を計画すること。」と記載。

## 利用料の徴収は可能です

実施要綱(案)の「本事業を実施するために必要な経費について、保護者から徴収してはならない」との記載は、利用料を賃金の改善に直接充ててはならないことを示したものであり、**放課後児童健全育成事業を実施するための利用料の徴収は可能です。**

➤実施要綱7(2)には、「本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならないものとする。」と記載。

# 「保育緊急確保事業」について

## 事業内容等

### 【事業内容】

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

### 【実施主体】

市町村(特別区含む)

特定市町村(待機児童が50名以上いる市町村)は、実施義務が課されている。

総事業費 2,307億円 (国 1,043億円 地方 1,264億円)

### 施設型給付、地域型保育給付に移行する事業等 - 「待機児童解消加速化プラン」関係経費 -

小規模保育運営支援事業  
グループ型小規模保育事業  
へき地保育事業  
幼稚園における長時間預かり保育支援事業  
家庭的保育事業  
認定こども園事業(保育所型)  
認定こども園事業(幼稚園型)  
保育士等処遇改善臨時特例事業  
保育体制の強化  
認可化移行総合支援事業(運営費支援、調査費、移転費)  
民有地マッチング事業

【 補助率 1 / 2 】

(注)「保育士等処遇改善臨時特例事業」は、国の補助率3 / 4。

### 地域子ども・子育て支援事業に移行する事業等

放課後児童クラブの充実  
(利用意向を反映した開所時間延長への対応)  
地域子育て支援拠点事業  
一時預かり事業  
ファミリー・サポート・センター事業  
乳児家庭全戸訪問事業  
養育支援訪問事業  
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業  
子育て短期支援事業  
利用者支援事業  
新規参入施設への巡回支援事業

【 補助率 1 / 3 】